平成２１年（フ）第７０１号
金沢市大額３丁目160番地　大額寮Ｂ107号室、従前の住所新潟県妙高市高柳１丁目18番22号　新潟県上越市加賀町６―17　長崎市愛宕４丁目12番30号
債務者　岡上　怜可
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４０５号
長野県松本市芳野７番11―301号
債務者　山口　明子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第４１３号
長野県北安曇郡白馬村大字神城1894番地
債務者　篠　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１０号
長野県諏訪市上川３丁目2226番地13
債務者　野田　惠子
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２１年（フ）第７７５号
岐阜県各務原市蘇原瑞雲町４丁目３番地５
債務者　松浦　省吾
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７９７号
岐阜県瑞穂市美江寺210番地　城前ハイツＢ―106号
債務者　齊藤　直樹
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第１５０号
岐阜県可児市土田1760番地102　サンロイヤル東山Ｂ―103
債務者　東　　里美
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第１５４号
岐阜県美濃加茂市前平町１丁目166番地
債務者　井上　秀人
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第１号
岐阜県美濃加茂市牧野1150番地14
債務者　今井　美枝（旧姓原）
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２２年（フ）第６号
岐阜県美濃加茂市加茂川町１丁目４番13号
債務者　高村　正代
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第３３６号
愛知県名古屋市南区元柴田東町１丁目20番地　ＮＳ　ｖｉｌｌａｇｅ２Ｄ号
債務者　丹羽　髙広
1　決定年月日時　平成22年１月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２７７号
鳥取県米子市目久美町26番地４　フロレアールコトブキ307号
債務者　岡本　清治
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２７８号
鳥取県米子市目久美町26番地４　フロレアールコトブキ307号
債務者　岡本実千代
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１７８５号
広島市安芸区矢野東５丁目２番24―503号リバーサイドトウトク
債務者　荒槙　信雄
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８８号
広島市東区光町２丁目７番８―303号　ことぶきビル
債務者　サクセス広島こと　木下　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７８９号
広島市東区光町２丁目７番８―303号　ことぶきビル
債務者　木下　　博
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２２０号
広島市東区戸坂山根３丁目４番22―202号ニューシティ山本
債務者　野田　芳子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
広島地方裁判所民事第４部